

国際社会と連動した核セキュリティに対する 取組み

平成19年3月12日

外務省 軍縮不拡散・科学部 国際原子力協力室長

小溝 泰義

1. はじめに

(1) 原発を含む原子力の平和的利用を推進するにあたっては、核不拡散、原子力安全及び核セキュリティの確保が不可欠。

(2) 特に核セキュリティの強化は、9.11以降、国際社会の新たな主要課題。

(注)核セキュリティとは:

IAEAは、核物質や放射線源がテロに用いられるケースとして、①核兵器の盗取、②盗取された核物質を用いた核爆発装置の製造、③放射性物質の発散装置(いわゆる「汚い爆弾」)の製造、④原子力施設や放射性物質の輸送等に対する妨害破壊行為の4つを想定している。核セキュリティとは、これらの脅威が現実のものとならないように講じられる措置をいう。

2. 国際社会の動向

(1) 国際規範等

(イ) 国際原子力機関(IAEA)理事会は、「放射線源の安全とセキュリティのための行動規範」(2003年9月)、「放射線源の輸出入ガイダンス」(2004年9月)を採択。

(ロ) 2005年4月、「核によるテロリズムの行為の防止に関する国際条約(核テロ防止条約)」が採択。

(ハ) 2005年7月、「核物質防護条約」の改正が採択。

(2) IAEAの取組み

(イ) 2001年9月11日の米同時多発テロ事件の直後に開催された国際原子力機関(IAEA)総会において、原子力分野におけるテロ対策に関し、「事務局長が、核物質や放射性物質と結びついたテロを防止するためのIAEAの活動と事業を強化するための作業を見直し、可及的速やかに理事会に報告することを要請する」旨の総会決議が採択。

(ロ) 2002年3月の理事会において、核テロ防止対策支援のためにIAEAが実施すべき事業計画(Action Programme)が承認された。これを受け、同事業計画を推進するための核セキュリティ基金(NSF)が創設された。

(ハ) 2003年から2005年にかけて第一次核セキュリティ活動計画を実施。核セキュリティ分野における取り組みの継続が重要との認識が醸成されたことを受け、2005年9月の理事会において、第二次核セキュリティ活動計画(2006年から2009年)が承認され、実施中。

(3) 国際イニシアティブ

- (イ) 米露両首脳は、核テロリズムの脅威に国際的に対抗していくことを目的として、2006年のG8サミットの際(7月15日)に「核テロリズムに対抗するためのグローバル・イニシアティブ(Global Initiative to Combat Nuclear Terrorism)」を提唱。
- (ロ) 2006年10月30日、モロッコにて第一回会合(次官級)が開催され、G8、豪州、中国、カザフスタン、トルコが当初参加国として参加し、「原則に関する声明」を採択。IAEAはオブザーバーとして参加。同声明採択後、モロッコも参加を表明。
- (ハ) 2007年2月13及び14日、第二回会合(次官級)がトルコ(アンカラ)で開催。同会合においては、「原則に関する声明」に基づき、2007-8年の具体的な活動計画(セミナー、ワークショップ等)を参加国がそれぞれ提案し、順次実施される予定。
- (ニ) 2007年6月11及び12日、第三回会合(次官級)がカザフスタン(アスタナ)で開催予定。同会合においては、参加国の拡大、民間・地方公共団体の関与、計画シナリオ、活動計画のレビュー等が行われる予定。

3. 我が国の取組み

(1) 国際規範等の遵守

- (イ) 2003年10月、「放射線源の安全とセキュリティのための行動規範」に対する支持を表明。2005年12月、「放射線源の輸出入ガイダンス」を2006年1月より実施する旨の書簡をIAEA事務局に発出。
- (ロ) 2005年9月、小泉総理(当時)が「核によるテロリズムの行為の防止に関する国際条約(核テロ防止条約)」に署名。2007年2月27日の閣議決定を経て、同日付で国会に提出され、現在、本年の通常国会で締結の承認を得るべく、鋭意作業中。(我が国は、テロ対策のための国際的な取組に対応し、国連等で採択された13のテロ条約のうち、既に12の条約を締結。)
- (ハ) 核物質防護条約の改正についても、早期締結に向け、準備作業中。

参考:テロ関連12条約

(1) 航空機内の犯罪防止条約、(2) 航空機不法奪取条約、(3) 民間航空不法行為防止条約、(4) 国家代表等犯罪防止処罰条約、(5) 人質行為防止条約、(6) 核物質防護条約、(7) 空港不法行為防止議定書、(8) 海洋航行不法行為防止条約、(9) 大陸棚プラットフォーム不法行為防止議定書、(10) プラスチック爆弾探知条約、(11) 爆弾テロ防止条約、(12) テロ資金供与防止条約

(2)IAEA核セキュリティ基金への拠出

(イ)我が国の拠出額は、687,189米ドル(2001～2006年度)。

(ロ)2007年中に追加拠出を予定。しかしながら、我が国拠出額は全体の1%程度であり、IAEAより、更なる拠出が求められている。

(ハ)我が国拠出プロジェクトは以下のとおり。

(実施済若しくは実施中のプロジェクト)

- ウルバ冶金工場の計量管理技術の向上(カザフスタン)
- 原子力研究施設の核物質防護の改善(タイ)
- 核物質及び放射性物質における不法移転探知能力の改善(グルジア)
- アジア諸国における核セキュリティ強化のための地域会議(東京)

(今後実施予定のプロジェクト)

- 放射線源の防護に関する地域トレーニング・コースの開催(カザフスタン)
- 放射能探知機器の使用に関するワークショップの開催(ベトナム)

(3) 「核テロリズムに対抗するためのグローバル・イニシアティブ(GI)」に対する貢献

- (イ) 2005年7月15日、サンクト・ペテルブルグで米露両首脳より発表されたGIを歓迎する旨の外務報道官談話を即日発表。
- (ロ) GI第一回会合(モロッコ)及び第二回会合(トルコ)に積極的に参加し、「原則に関する声明」の採択及び2007－8年の活動計画策定に積極的に貢献。
- (ハ) 第二回会合において、「原則に関する声明」に基づき、2007－8年の具体的な活動計画(セミナー、ワークショップ等)が20以上提案。我が国としても、今後、提案された個々のセミナー、ワークショップ等に適切な専門家を派遣することが不可欠。今後は、国内において事業をホストすること、地方公共団体等を関与させることも求められる。

(4) アウトリーチ活動の実施

(1) 「アジア地域における核セキュリティ強化のための国際会議」

2006年11月8日及び9日、東京において、アジア諸国を対象に当省とIAEAが共催。

(同会議は、アジア地域において、核セキュリティをテーマに開催した初めての国際会議。)

(2) 「第4回アジア不拡散協議(ASTOP)」

(イ) 2006年1月25日及び26日、東京において、ASEAN諸国等を対象に当省が開催。

(ロ) 我が国のテロ撲滅に対する基本的考え方を紹介するとともに、核テロ防止条約及び改正核物質防護条約締結の重要性、核テロリズムに対抗するためのグローバル・イニシアティブを紹介。

核テロ防止条約の概要(参考1)

(1)背景

- 1997年2月 ロシアの提唱で国連において本条約交渉開始。
- 2001年9月 米国同時多発テロ事件の発生を受けて交渉再開。
- 2005年4月 国連総会において本条約採択。
- 2005年9月 ミレニアム宣言に関する首脳会合開催に併せ署名開放。
小泉総理(当時)署名。
- 2007年3月現在 115カ国が署名、14カ国が締結。(22カ国による締結の後、30日目に発効。)

(2)目的

核によるテロ行為が重大な結果をもたらすこと及び国際の平和と安全に対する脅威であることを踏まえ、核によるテロ行為の防止、同行為の容疑者の訴追・処罰のための効果的かつ実行可能な措置をとるための国際協力を強化すること。

(3)条約の概要

(イ)死、身体の重大な傷害、財産・環境への著しい損害を引き起こす意図をもって放射性物質を所持・使用、装置を製造・所持・使用、原子力施設を使用・損壊すること等を、国内法上の犯罪とし、その重大性を考慮した刑罰を科すことを義務化。

(ロ)上記の犯罪の容疑者が領域内に所在する締結国は、当該容疑者を引き渡さないときは、訴追のため自国の権限のある当局に事件を付託する。

(ハ)この他、容疑者の取扱い、犯罪人引渡しへの協力、放射性物質の返還等につき規定。

核物質防護条約(改正)の概要(参考2)

(1)背景

- 1987年 2月 核物質防護条約発効
- 1988年10月 我が国が同条約を締結。
- 1999年11月 IAEA事務局長の招請により、条約改正の要否を検討するための非公式専門家会合が開催。
- 2004年 7月 オーストリアが中心となって作成した条約改正案の提示。(日本を含めた25ヶ国の共同提案)
- 2005年 7月 現行条約改正の採択。(改正は現行条約の締約国(07年3月現在121カ国)の3分の2が締結した後、30日目に発効。07年3月時点で6カ国が改正を締結。)

(2)目的

平和的目的のために使用される核物質及び原子力施設の世界的かつ効果的な防護を達成し、関連する犯罪を世界的に防止すること。

(3)改正の概要

現行条約は、核物質を不法な取得及び使用から守ることが主目的であったが、改正は、防護の対象を国際輸送中の核物質から国内で使用し、輸送し及び貯蔵している核物質並びに原子力施設まで拡大し、締約国に対してこれらを妨害破壊行為等から防護する体制を強化・整備することを義務付ける他、処罰すべき犯罪を拡大した。

核テロリズムに対抗するためのグローバル・イニシアティブ(参考3)

「原則に関する声明」において、参加国は自発的に以下の措置をとることを求められている。

- (1) 核物質その他の放射性物質に対する計量、管理及び防護システムの開発と必要に応じた改善。
- (2) 民生原子力施設のセキュリティ向上。
- (3) 不法移転防止のため、核物質その他の放射性物質に対する探知能力の改善(相互に情報交換可能である国による探知能力に関する研究・開発における協力を含む)。
- (4) 不法に所持された核物質、他の放射性物質又はそれら物質を使用する装置に関し、捜索、差押え及び安全な管理を確立するための参加国の能力向上。
- (5) 核物質その他の放射性物質の取得及び使用を追求するテロリストに安住の地、財政的、経済的資源を与えることを防止。
- (6) テロリスト及び核テロ活動を助長する者に対する適切な刑事責任、必要に応じ民事責任の追求を規定する十分な国内の法的、規制的枠組みの確保。
- (7) 核物質その他の放射性物質の使用を含むテロ攻撃発生時の対応、事態緩和及び調査に対する参加国の能力向上(かかる事態で関係している、又は、関係したかもしれない核物質その他の放射性物質を特定するための技術的手段の開発を含む)。
- (8) 参加国間において、秘密の扱いで交換された情報の秘密性を保護するための国内法及び国際的義務に適合する適切な措置を講じ、核テロ行為の防止及びその助長に関連する情報共有の促進。